

長野市スタートアップ支援補助金のご案内

長野市は、市内にスタートアップ^(※)を集積することで新事業(革新的な技術やアイデアに基づく新たな事業)の創出や経済の活性化を図るため、スタートアップに対して予算の範囲内で補助金を交付します。

※スタートアップ:新事業を既に行っている法人若しくは個人又は新たに行う個人若しくは法人であって、当該新事業について短期間で成長を目指すものをいいます。

補助対象となる事業

オフィス賃貸借等事業

オフィスの賃貸借契約、コワーキングスペース又はバーチャルオフィスの利用契約を締結し、継続する事業

外部人材活用促進事業

新事業を行うため、新規に外部人材^(※1)の雇用等^(※2)を行う事業

※1外部人材:新商品又は新技術の開発、新分野への進出、販路の開拓、その他売上の向上を図る取組を行う者のうち、認定を受ける日において、雇用等が行われていないもの

※2雇用等:人材を雇用し、又は人材に業務を委託すること

調査研究等事業

新事業を行うための次に掲げる事業

・試作品等の製造、ウェブサイトの作成、市場調査をする事業

・設立の登記、定款の認証をする事業

・司法書士、弁理士、税理士その他高度な専門資格を有する者に依頼又は相談する事業

補助金の内容

| 事業区分 | 対象経費 | 補助率等 | 補助上限額 |
|------------|---|----------------------|---|
| オフィス賃貸借等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィスの家賃 ・ コワーキングスペースの月額利用料 ・ バーチャルオフィスの月額利用料 (敷金、礼金、共益費は除きます。) | 1年目:10/10 2年目:1/2 | 500万円/年 ※コワーキングスペース、バーチャルオフィス利用料の場合は50万円/年を上限とします。 |
| 外部人材活用促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部人材に係る給与、報酬若しくは謝礼金(交通費を含みます。)又は業務委託費 | 1/2 (最長6カ月) | 27万円/月 |
| 調査研究等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 試作品の製造に係る経費 ・ 市場調査に係る経費(謝礼を含みます。) ・ WEBサイト作成に係る委託費 ・ 会社の設立の登記に係る登録免許税及び定款の認証に係る手数料に相当する費用 ・ 司法書士、弁理士、税理士等の士業への相談費用や依頼費用 | 1/2 | 30万円/年 |

※複数の事業区分を同時に申請することも可能です。

対象者

次の要件を全て満たすスタートアップで、原則として3年以上長野市で事業を継続する予定の方

- 1 以下のいずれかに該当する個人又は法人
 - ・ 開業等届に係る開業の日から5年未満の個人
 - ・ 開業等届に係る開業の日から5年未満の間に、新事業を行うために設立した法人
 - ・ 法人設立の登記の日から5年未満の法人
 - ・ 事業を行っていない個人で、認定の申請を行う日以後に新事業を新たに行う方
- 2 認定申請を行う日において市内に登録をしている方若しくは営業拠点を市内に有する方(※)(2カ月以内に条件を満たす予定の方も含まれます。)
※営業拠点を市内に有する方:市内のオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス等を利用して新事業を行っている方
- 3 公的機関等(国、地方公共団体、独立行政法人、(株)日本政策金融公庫等)の主催若しくは共催により開催されるビジネスコンテスト等に出場したこと又は出場予定がある方
- 4 市税を滞納していない方

補助金の交付決定までの流れ

1

認定申請

- ・ 所定の書類をご記入の上、長野市へ提出。

2

申請内容の審査

- ・ 申請書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査を行います。
- ・ プレゼンテーションは、原則申請のあった翌月に実施します。詳細な日程等については、認定の申請をされた方へ個別に連絡します。
- ・ 主な審査の観点は以下のとおりです。

| | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 新規性・独創性・優位性 | (2) 市場性(収益性)・マーケティング戦略 |
| (3) 地域経済活性化への波及効果 | (4) 実現可能性 |
| (5) 発展可能性・成長性 | |

3

認定の決定

- ・ プレゼンテーションを実施した月の末日までに審査結果を通知します。
- ・ 審査の結果認定とならない場合もございます。

4

交付申請・交付決定

- ・ 所定の書類をご記入の上、長野市へ提出。
- ・ 交付申請の内容をもとに交付決定の通知をお送りします。

申請方法

- ・ 必要書類を窓口または郵送で下記まで提出してください。(なお、郵送で提出する場合は、到着確認の連絡をしてください。)
- ・ 必要書類は、長野市のホームページからダウンロードできます。

【URL】

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/shin-sangyou/486807.html>



提出先/
問い合わせ先

長野市新産業創造推進局 産業基盤創生・人材育成チーム(市役所第一庁舎6階)
担当:轟、丸山
電話:026-224-9711 メール:shinsangyo@city.nagano.lg.jp